

4月の安全運転のポイント

平成28年4月号

道路交通法にはさまざまなルールが定められていますが、そのなかの第7条には「水はねの禁止」や「幼児や高齢歩行者等の保護」など、運転者が遵守しなければならない14項目が定められています。そのなかから主な項目を紹介しますので、日頃の運転を振り返り、それらのルールをきちんと守っているかをチェックしてみましょう。

泥はねや水はねなどの迷惑運転の禁止

ぬかるみや水たまりのあるところでは、歩行者や自転車などに泥や水をはねて迷惑をかけないように、徐行するなどして走行しなければなりません。

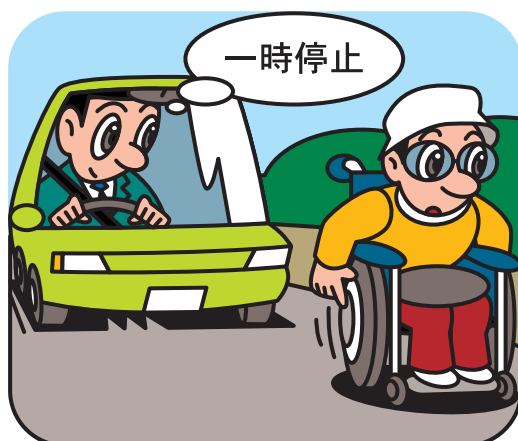
「迷惑をかける」とは、泥水などを衣服に付着させるようなことだけでなく、泥水を避けるために飛びのくとか、傘を倒して泥水を避けるなどの場合も該当します。注意しましょう。



身体障害者や幼児、高齢歩行者等の保護

次に掲げる人が通行しているときは、一時停止や徐行をして、その通行を妨げないようにしなければなりません。

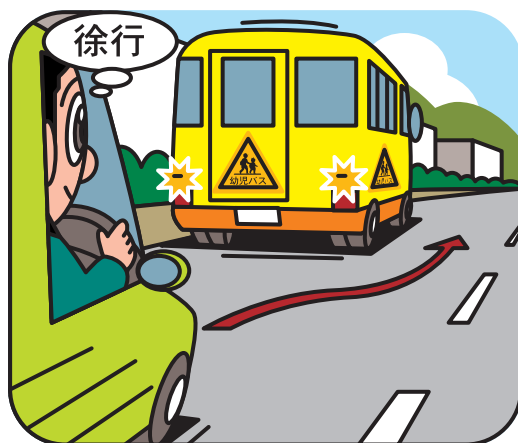
- ・身体障害者用の車いすで通行している人
- ・白色や黄色の杖を携え、もしくは盲導犬を連れた目が見えない人
- ・耳が聞こえない人
- ・監護者が付き添わない児童（6歳以上13歳未満）もしくは幼児（6歳未満）
- ・高齢歩行者
- ・身体の障害のある歩行者
- ・通行に支障のある歩行者（例えば、妊娠している人や杖をついているけが人など）



通学通園バスに乗り降りする人の保護

児童や幼児が乗り降りするために停車している通学通園バス（乗車定員1人以上で、車体の前面、後面、側面に通学通園バスの表示がされているもの）の側方を通過するときは、徐行して安全を確認しなければなりません。

通学通園バスと対向して側方を通過するときも同様です。



ドアを開けるときの安全確認

ドアを開けるときに周囲、特に後方の状況を確認しないと、車や自転車、歩行者がドアにぶつかる危険があります。必ず安全確認をしてからドアを開けなければなりません。また、同乗者にも注意を促したり、同乗者が不用意にドアを開けないようドアをロックするなどの配慮もする必要があります。

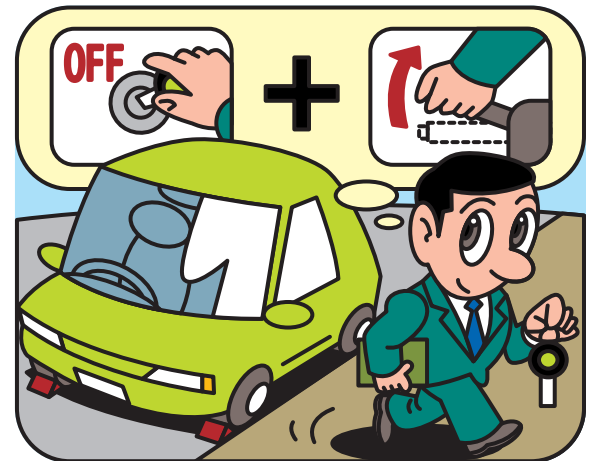
なお、降りるためにドアを開けるときは、まず少し開けて一度止め、安全を確かめてから降りるようにしましょう。最初に少し開ける動作は、周りの通行者への合図にもなります。



車を離れるときの保全措置

車から離れるときは、車が無人で暴走することのないように、エンジンを止め、駐車ブレーキをかけるなどの措置をとらなければなりません。特に坂道では車が動きやすいので、輪止めをしておきましょう。

また、車から離れるときは、車を盗まれないように、エンジンキーを抜き、窓を確実に閉めドアをロックするとともに、盗難防止装置があるときはそれを作動させましょう。







初心運転者標識などをつけた車の保護

初心運転者標識や高齢者運転者標識、聴覚障害者標識、身体障害者標識をつけた車（右図参照）が通行しているときは、その車の側方に幅寄せをしたり、その前方に強引に割り込んではいけません。

なお、聴覚障害者標識をつけている車を運転している人は、警音器などの周囲の音が聞こえないことがありますから、その点の配慮が必要です。

【運転者標識】

初心運転者標識	高齢運転者標識	聴覚障害者標識	身体障害者標識
			

走行中の携帯電話などの使用禁止

走行中に携帯電話やスマートフォンを通话のために使用したり、そのディスプレイやカーナビゲーション等の画像表示用装置を注視することは、脇見運転につながる危険な行為であり禁止されています。それだけで罰則の適用対象となりますが、それによって「交通の危険」（交通事故）を生じた場合には、より厳しい罰則が適用されます。



「ご相談・お申込先」